

特定退職金共済団体に関する廃止届出書の記載要領等

1 提出部数

この届出書は、2部提出してください。

なお、中小企業退職金共済法施行規則第69条の3第2項に規定する引渡契約を締結した特定退職金共済団体がこの届出書を提出したときは、遅滞なく、この届出書の写しを独立行政法人勤労者退職金共済機構へ提出することとされています（同条第3項）ので、提出用2部のほか、控用を作成し、主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出する際、その控用に税務署受付印の押印を受けてください。

2 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「所在地」、「名称」、「法人番号」及び「代表者氏名」の各欄には、届出者の主たる事務所の所在地、名称、法人番号及び代表者氏名をそれぞれ記載してください。
- (2) 「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄には、退職金共済事業を廃止しようとする年月日を記載してください。
- (3) 「参考事項」欄には、参考となるべき事項を記載してください。
- (4) 「税理士署名」欄には、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名してください。
- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

3 注意事項

- (1) この届出書は、特定退職金共済団体に関する承認を受けている者（所得税法施行令第73条第1項）が、その行う退職金共済事業を廃止しようとするときに主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出します。
- (2) 平成28年4月1日前に特定退職金共済団体に関する承認を受けている特定退職金共済団体が、中小企業退職金共済法第31条の2の規定により退職金共済事業を廃止して独立行政法人勤労者退職金共済機構に資産の引渡しを行う場合には、この届出書を提出する前に、その資産の引渡しに係る退職金共済規程の変更について、「特定退職金共済団体に関する変更承認申請書」を所轄税務署長に提出し、承認を受ける必要があります。
- (3) この届出書を提出した場合には、「退職金共済事業を廃止しようとする年月日」欄に記載した年月日において、特定退職金共済団体に関する承認の効力は失われます。
- (4) 法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「名称」欄には、受託者の法人名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。